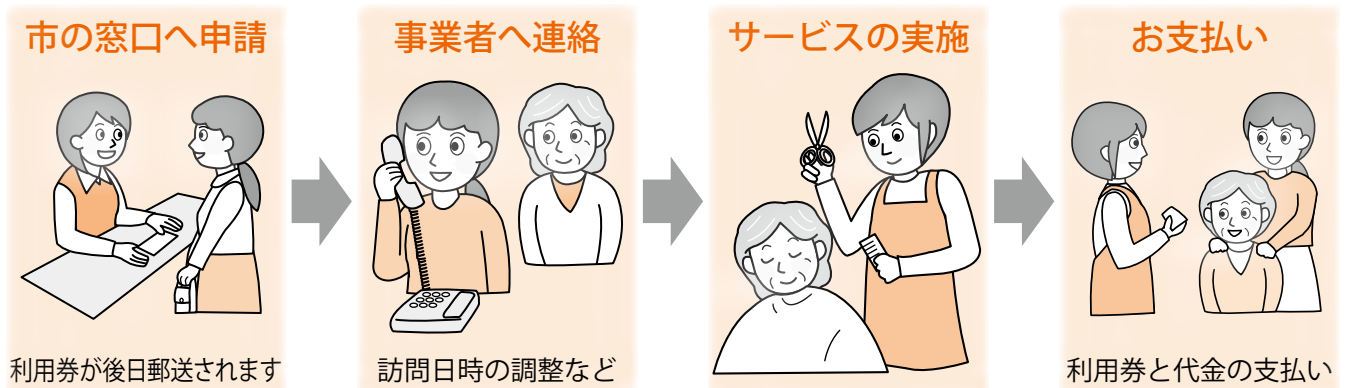


在宅訪問 理美容サービス

このサービスは、理・美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者や障害者に対し、自宅を訪問して理・美容のサービスを受けた際に、訪問に要する経費の一部を市が助成するものです。

ご利用の流れ



対象者	<p>【高齢者の場合】 (①か②どちらかに該当)</p> <p>①65歳以上の在宅高齢者であって、要介護認定における要介護度が4または5の認定を受けている人</p> <p>②65歳以上の要介護認定を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者があっても高齢や障害のために支援が得られない人</p> <p>【障害者の場合】 (①か②どちらかに該当)</p> <p>①障害者手帳の交付を受けている在宅障害者であって、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害者の1級または2級の人</p> <p>②重度の障害者手帳の交付を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者があっても高齢や障害のために支援が得られない人</p>								
利用券	<p>申請により利用の決定を受けた対象者には、1年度に4枚を限度とした利用券を後日郵送します。ただし、申請した月により交付する利用券の枚数が減少します。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr><td>4～6月申請</td><td>4枚</td></tr> <tr><td>7～9月申請</td><td>3枚</td></tr> <tr><td>10～12月申請</td><td>2枚</td></tr> <tr><td>1～3月申請</td><td>1枚</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●利用券は、1回のサービスにつき1枚が使用できます。 ●利用券の有効期限は、交付を受けた年度の末日までです。 ●対象者本人以外の方が利用券を使用することはできません。 	4～6月申請	4枚	7～9月申請	3枚	10～12月申請	2枚	1～3月申請	1枚
4～6月申請	4枚								
7～9月申請	3枚								
10～12月申請	2枚								
1～3月申請	1枚								
サービス	<p>事業者（本事業の協力理・美容店）が自宅を訪問してサービスを実施します。申請者は、利用券を受領したあと、事業者との連絡調整が必要になります。なお、サービスの実施中は立会者が必要になります。</p>								
助成額	<p>利用券1枚で利用料金から3,000円が差し引かれます。なお、利用料金の残金は実費負担となります。</p>								
申請窓口	<p>【高齢者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困介護高齢課高齢者対策係 (☎内線 1 1 8 1) ● 松保健福祉課健康介護係 (☎内線 2 1 5 2) <p>【障害者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困福祉課障害福祉係 (☎内線 1 1 5 9) ● 松保健福祉課福祉子ども係 (☎内線 2 1 5 4) 								

※詳細は各担当部署までお問い合わせください。